

令和 7 年 5 月

市長定例記者会見

日時 5月2日（金） 午前11時

資：資料 写：写真
ポ：ポスター ち：ちらし
図：地図など

場所 市役所本庁舎4階 庁議室

	(記者会見項目)	添付				(担当課)
		1	2	3	4	
1.	小規模の農業経営を支援します	ち				農政課
2.	防犯カメラ設置費補助金をご活用ください					市民課
3.	林野火災を防ぎましょう					消防本部
4.	「大館バラまつり シーズン1」を開催します					観光課

小規模の農業経営を支援します

農 政 課

小規模農業者や兼業農家など農地を守り農業経営を継続されるかたに対し、**農機具等の購入や更新に要する費用の一部を補助します。**

手続きは簡単ですので、ぜひ本事業をご活用ください。

○事 業 名 大館市小規模農業者経営継続支援事業費補助金

○対 象 者 次のすべての条件を満たすかた

①市内に住所を有するかた

②認定農業者、認定新規就農者、法人・団体を除く販売農業者

③大館市地域計画に位置付けられているかた、又は位置付けられる
予定のかた

○対象経費 ①農畜物の生産に要する農機具等

②スマート農業技術カタログ掲載の農機具等

③農産物の加工に要する農機具等

④ソフトウェア、農機具等の借上、使用料等

※ここで定める農機具等とは、農業生産、加工に要する機械器具、
施設設備となります。

※消耗品類、種子苗木、農業資材、農薬等は対象となりません。

○補 助 額 3分の2（上限10万円）

○募集期間 7月31日（木）まで

お問い合わせ 農政課農政係

☎43-7073（内線 405）

認定農業者
認定新規就農者
法人・団体

を除く農業者

少額農機具等の購入 補助します

小規模経営の農業者や兼業農家などの皆様が、これからも農業を継続していくための農機具等の購入や更新を支援します。

補助金額：10万円

◆対象農機具等の例

草刈機・動噴機・耕運機・溝切機・催芽機
スマート農業機器・経理経営ソフトウェア
パイプハウスなど機械器具、施設設備類

(詳細の内容や手続きは次ページへ)

補助金の概要

名 称：大館市小規模農業者経営継続支援事業費補助金

対象者：次のすべてを満たすかた

①農産物を販売している農業者

②地域計画に位置付けられている農業者（見込み）

※認定農業者・認定新規就農者、法人団体は対象外

補助額：上限 10 万円

消費税を除いた対象経費の 3 分の 2

対 象：①農産物の生産に要する農機具等

②スマート農業技術カタログ掲載の農機具等

③農産物の加工に要する農機具等

④ソフトウェア、農機具等の借上・使用経費

※農機具等・・・農業生産、加工に要する機械器具、施設設備をいいます。

申請の手続き

(1)希望する農機具等の見積書または金額がわかるもの、カタログを用意して市役所農政課へお越してください。



(2)事業承認申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入します。



(3)市から事業承認通知書（様式第 2 号）を送付します。



(4)農機具等を購入してください。



(5)購入した農機具等の写真、代金を支払った領収書、印鑑を用意して市役所農政課へ提出してください。



(6)補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 5 号）に必要事項を記載して手続き完了です。1 月以内に補助金を交付します。

防犯カメラ設置費補助金をご活用ください

市 民 課

市では、地域における自主的な防犯活動の支援及び防犯意識の向上並びに安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置しようとする町内会等に対し、「大館市防犯カメラ設置費補助金」を交付します。

この補助金は、防犯カメラを新たに購入、設置し、運用する町内会等に対し、**1台あたり 200,000 円を上限額として購入・設置工事費用の2分の1を補助**するものです。

交付にあたって、対象となる経費及び要件等は次のとおりです。

【事前協議受付期間】

- ・ 5月7日（水）～7月31日（木）

※先着順ではありません。期間中に事前協議書を提出してください。

※予算額を超える申請があった場合、調整を行う場合があります。

【補助対象経費】

- ・ 防犯カメラの購入及び設置工事に要する経費
- ・ 防犯カメラの設置を明示する表示板の購入及び設置工事に要する経費

【補助金額】

- ・ 購入・設置工事に係る費用の2分の1（算出した額の1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 補助金額の上限：1台あたり20万円
- ・ 防犯カメラの設置場所1箇所につき1回限り

【補助要件】

- (1) 防犯カメラの設置について町内会等の総意を得られていること。

- (2) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾等を得られていること。
- (3) 防犯カメラの撮影区域に防犯カメラの設置及び設置者を表示すること。
- (4) 秋田県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づく防犯カメラの設置・運用要領を定めていること。
- (5) 防犯カメラの設置について大館警察署から助言を受けていること。
- (6) 補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に補助対象事業を完了できること。

お問い合わせ 市民課生活相談係

☎43-7044（内線 278）

林野火災を防ぎましょう

消防本部予防課

今年に入り全国各地で大規模な林野火災が複数発生していますので、火の取り扱いには十分気をつけてください。

2月26日、大船渡市で発生した大規模林野火災には、本市から緊急消防援助隊として36人の消防士を派遣し、綾里^{りょうり}地区において消火活動を実施しました。この火災では、鎮火まで41日を要し、林野約3,370ha、死者1人、住家・非住家合わせ222棟などの被害が報告されています。

本市においても、この時季、乾燥、強風等の気象条件により、山の枯れ草や落ち葉が燃えやすくなっていることに加え、ハイカー等の入山者によるたき火や農作業に伴う野焼き等により、林野火災発生危険性が高くなることから、4月15日、関係機関と連携し広報車による合同山火事予防巡回を実施しました。

また、本庁舎1・2階のデジタル掲示板で、林野火災予防啓発動画を放映し火災予防広報を実施しています。

林野火災は、ひとたび発生すると早期に拡大し、人命や家屋等を危険にさらすこととなりますので、火災予防のため次の点に注意してください。

- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 枯草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと、また、させないこと

お問い合わせ 消防本部予防課

☎43-4151 / FAX43-5663

「大館バラまつり シーズン1」を開催します

観 光 課

石田ローズガーデンの約 500 種類のバラが一番の見ごろを迎えるこの時期、「大館バラまつり シーズン1」を開催します。

バラまつり開催期間中の金・土曜日は、庭園内をライトアップし幻想的な空間を鑑賞していただける「ナイトガーデン」を楽しむこともできます。

また、期間中は、石田ローズカフェが営業するほか、バラの苗木や名物のばら乃餅、バラのソフトクリームなどバラにちなんだ菓子類も販売されます。

バラの魅力を堪能し優雅な時間を過ごしに、大館バラまつりへぜひお越しください。

なお、秋には 10 月 1 日（水）～10 月 13 日（月）に「大館バラまつり シーズン2」の開催を予定しています。

- と き 5 月 24 日（土）～6 月 22 日（日）
- と こ ろ 石田ローズガーデン（大館市字三ノ丸 10）
- 開園時間 午前 10 時から午後 5 時まで
- 入 園 料 無 料
- ナイトガーデン 5 月 30 日（金）～6 月 21 日（土）の金・土曜日
※開園時間を午後 8 時 30 分まで延長
- 石田ローズカフェ バラまつり開催期間中、無休で営業
営業に関する詳細は店舗へお問い合わせください。
石田ローズカフェ （電話）0186－59－7672

【石田ローズガーデン】

大館市初の名誉市民である故・石田博英氏の私庭で、ご遺族から市へ、平成 7 年 7 月 1 日に園内のバラが、平成 30 年 10 月 1 日に土地と建物が寄贈されました。約 2,300 m²の庭園で、1 種 1 本を基本としたサンプルガーデンとして約 500 種のバラが植栽されています。

また、令和３年５月に旧石田邸及び園路等の改修工事が終わり、令和４年４月に石田ローズカフェがオープンしました。

なお、イベント期間外も入園・見学が可能なほか、管理棟内のお手洗いを利用することができます。

お問い合わせ 観光課観光振興係

☎43-7072(内線 513)